

第31回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年1月29日（木）午後4時00分から午後4時58分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（22名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悅啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（1名） 17番 小林 信也

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 意見書に対する幕別町からの回答について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について

第3号 幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

- 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7号 現況証明について
第8号 農地の賃借料情報について

6 協議

- 第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稻垣 昂太
忠類支局農地振興係主任	川瀬 康彦

8 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第31回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に18番遠藤委員、19番吉田委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、17番小林委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題いたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号、意見書に対する幕別町からの回答について、令和7年12月9日に提出した意見書に対し、令和8年1月16日付けで幕別町から回答があったので報告いたします。お配りしております「報告第1号別紙」の回答文をご覧ください。</p> <p>回答文書は、当農業委員会からの要請・要望に対し、それぞれ回答内容が記載されておりますが、国等への要請、物価高騰への対策、自然災害への対策など6項目すべてにおいて、全国町村会などの関係機関を通じ、国へ働き掛けをする旨の回答となっております。また、3ページ目の下段からの町への農業施策の要望事項については、1つ目の担い手・労働力の確保の項目ですが、担い手確保の部分では、まくべつ農村アカデミー、グリーンパートナー対策事業の継続的な実施、労働力確保の部分では、ゆとりみらい21推進協議会などの関係</p>

機関の中で、各種対策の検討をする旨の回答となっております。

次に、4ページ目の上段、2つ目の有害鳥獣駆除対策の項目においては、町単独事業である狩猟免許等取得補助の継続、有害鳥獣駆除出動謝礼の充実などとともに、熊の出没時においては北海道や警察署と連携し対応する旨の回答となっております。

最後に、3つ目の農業委員会関係予算の確保の項目においては、人事管理は、町全体の業務量を勘案し、適正な管理に努める。との回答となっております。その他、詳細の内容につきましては、後ほど回答文をご確認いただければと思います。以上で、説明を終わります。

議長 報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局 事務局から報告第2号について、説明をいたします。

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長 報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

事務局 議案第1号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

1番から2番の案件は返還のため合意解約するものであります。これらの案

件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から2番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から2番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について」を議題といたします。

議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第6項の規定に基づき幕別町長から諮問があったので審議を求める。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、1月16日に協議の場が開催された後に、地域計画の変更案に對して意見を求められたものであります。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番から2番について、異論ないものとすることで異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は、異論ないものと回答することに決定いたしました。

議長	<p>次に、議案第3号「幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第3号、幕別町農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、幕別町農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき幕別町より諮問があつたので審議を求めます。</p> <p>【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第3号1番から2番について、異論ないものとすることで異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p> <p>異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は、異論ないものと回答することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>議案第4号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p> <p>議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調</p>

査書1ページから2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号5番から6番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は小林委員ですが、本日欠席しておりますので、私の方から説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号8番及び10番につきましては、佐渡委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(2番 佐渡委員退席)

次に、議案第4号7番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページから5ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は佐渡委員であります、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番から10番は原案のとおり決定いたしました。

(2番 佐渡委員着席)

議長 次に、議案第4号11番から12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号11番から12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書6ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号11番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号11番から12番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号13番から16番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号13番から16番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書7ページから8ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号13番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号13番から16番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第4号18番につきましては、田村委員の事案が含まれておりますの

で、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(8番 田村委員退席)

次に、議案第4号17番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号17番から18番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書9ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番 説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号17番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号17番から18番は原案のとおり決定いたしました。

(8番 田村委員着席)

議長 次に、議案第4号19番から20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号19番から20番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書10ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号19番から20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号19番から20番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号21番から22番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号21番から22番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書11ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当である私から、補足説明をいたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。
	この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号21番から22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号21番から22番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号23番から24番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号23番から24番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書12ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号23番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号23番から24番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号26番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(20番 黒田委員退席)

次に、議案第4号25番から26番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号25番から26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書13ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号25番から26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	異議なしとします。よって、議案第4号25番から26番は原案のとおり決定いたしました。
	(20番 黒田委員着席)
議長	次に、議案第4号27番から28番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号27番から28番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書14ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1番	1番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第4号27番から28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号27番から28番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号29番から32番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号29番から32番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書15ページから16ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号29番から32番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号29番から32番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第4号34番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 長谷川委員退席)

次に、議案第4号33番から34番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号33番から34番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書17ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方からご説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号33番から34番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号33番から34番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 長谷川委員着席)

議長	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。</p> <p>議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。</p>
	<p>【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書18ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
22番	<p>22番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書18ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしてい</p>

	ると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は小林委員ですが、本日欠席されておりますので、私の方から説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書19ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。
	議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】

- 議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第5号4番から5番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号4番から5番について、議案書をもとに朗読】
- 以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書19ページ下段から20ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 19番 19番説明いたします。これらの案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
- (発言なし)
- 議長 質疑なしとします。採決をいたします。
- 議案第5号4番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
- 【全員異議なし】
- 議長 異議なしとします。よって、議案第5号4番から5番は原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、議案第5号6番について、事務局から説明をいたします。
- 事務局 【議案第5号6番について、議案書をもとに朗読】
- 以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書20ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
- 議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
- 3番 3番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。譲受人は、農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
- 議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号6番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号7番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号7番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書21ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号7番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号8番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号8番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書21ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番	11番説明いたします。この案件は、昨年10月に町公社が利用調整及び買入要請を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいくことが認められるので、今回の権利の設定については、問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号8番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第5号9番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号9番について、議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書22ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当である私から、補足説明をいたします。この案件は、北海道農業公社から借り受けしている農地の利用権を後継者へ移転するものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。
	この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号9番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第6号1番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(10番 棚委員退席)

次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は棚委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。この案件は、今月19日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案6号1番は原案のとおり決定いたしました。

(10番 棚委員退席)

議長 次に、議案第6号2番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号2番から3番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当である私から、補足説明をいたします。3番の案件は、

本来、地区担当委員は山口委員ですが、現地調査には私が参加しましたので、私の方から説明させていただきます。これらの案件は、今月19日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

これらの案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わりります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、今月19日に橋本委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第6号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長	<p>次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。</p> <p>議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第7号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求める。</p> <p>【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
4番	<p>4番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に佐藤委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第8号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。</p> <p>議案第8号について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第8号、農地の賃借料情報について、ご説明いたします。農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に「農業委員会は、農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行う」と定められており、幕別町農業委員会においては、平均額の2倍を超える賃貸借について、指導を行うこととなっております。本日、ご審議いただく内容は、普通畑と牧草畑の賃借料についてでございます。</p> <p>議案にあります賃借料の金額につきましては、農地法第3条の規定による賃貸借の許可および農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の賃借権に伴う令和7年1月から12月までのデータを基に作成しております。詳細につきまして、本日は、平均額のみご説明いたします。</p>

はじめに、1番畠、「普通畠」の部です。幕別地区低台の平均額は9,400円で前年から300円の減額となっています。幕別地区高台の平均額は7,700円で前年から600円の減額となっています。忠類地区の平均額は3,500円で前年から500円の増額となっています。

次に、2番畠、「牧草畠」の部です。幕別地区低台は、案件がないため、有効な案件がありました平成23年の情報を記載しております。幕別地区高台は、平均額は、3,800円で、有効な案件がありました令和6年の4,500円から700円の減額となっています。忠類地区は、案件がないため、有効な案件がありました令和4年の情報を記載しております。

なお、賃借料情報の提供方法につきましては、農業委員会だより、ホームページにより周知いたします。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第8号について、記載のとおり決定し、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

協議第1号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

協議第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、協議を求めます。

この決議は、農地転用に係る不祥事が全国で相次ぎ、農林水産省から綱紀肃正に関する通知が発出されたことを受けて、全国農業委員会会長代表者集会で綱紀肃正の徹底を図っていくことが確認されたことにより始まったものであります。当農業委員会におきましても、令和2年1月総会から、毎年1月に開催されます総会に「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について協議いただき、決定しているところであります。また、北海道農業会議からも同様の取組みを行う旨の依頼がありますことを踏まえ、本日、申し合わせ決議を提案するものでございます。

ここで、申し合わせ決議の内容を朗読いたします。決議案の中段の「記」から下をご覧ください。

まず1つ目。農業委員会が担っている職責と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

次に2つ目。農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上で説明を終わりますので、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 提案の説明が終わりました。それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、協議第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案は以上であります。
これをもちまして、第31回農業委員会総会を閉会します。

事務局長 ご起立願います。お疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

18番 印

19番 印

議長 印